

## 令和3年度事業計画

### 基本方針

過去10年間の農作業事故（平成22年～令和元年）では、死亡事故が178件（平均約17.8件）、負傷事故が23,255件（平均約2,325件）発生しています。

令和2年度に発生した農作業による死亡事故件数は、16件（前年対比84.2%）となりました。

事故の原因は、農業機械によるものが12件（75%）、農業機械以外によるものが4件（25%）となっており、農業機械では、トラクタ、フォークリフトによるものが全体の7件（58%）を占めました。また、年齢別では、農業の担い手が高齢化していることに伴い、60歳以上の年齢層が全体の75%を占めています。

このような状況を踏まえ、令和3年度は、農林水産省が令和3年に策定した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）について（2政第452号令和3年2月16日農林水産事務次官通達）」に即し、農作業事故ゼロを目指した農作業安全対策の推進と注意喚起を行います。また、令和2年農作業安全確認運動推進会議が発表した「農業機械作業に係る死亡事故の半減」を目標に、農作業安全意識の高揚に向けて会員並びに各地区農作業安全運動推進本部、関係機関団体等と連携・協力を図りながら、安全運動推進の一層の強化に努めます。

#### 1 農作業安全運動推進体制の整備・強化

農作業安全運動を推進する各地区推進本部と連携を図りながら、最終目標とする事故ゼロ及び事故防止活動を活発に展開するため、推進体制の整備・強化に努めます。

令和2年度においては、9月1日から始まった「令和2年秋の農作業安全運動強調月間」中、トラクタに轢かれる事故や転落事故、耕運機の下敷きとなる事故が相次いで発生したことから、事故多発緊急警報を発信して関係機関団体に対して注意喚起を行いました。

令和3年度は、引き続き、従来から実施している「MMH運動」を継続的に展開するとともに、農作業事故や交通事故を未然に防止するため、農作業に対する安全意識の向上や地域における事故防止に向けた啓発活動を推進します。

#### 2 農作業安全運動の啓発活動

農作業事故防止に関する啓発・普及活動情報が、農業者に行き渡り効果的に活用されるよう関係機関団体と連携します。

##### (1) 農作業安全運動強調月間の設定

農作業事故の多発する農繁期は、「農作業安全運動強調月間」として設定し、安全啓発ちらしやポスター等を作成して配布するとともに、PDF版を当本部のホームページへ掲載するなど情報の共有化に努めます。また、ラジオ放送で農作業の事故防止を呼び掛ける他、各系統の新聞、各種農業誌、市町村やJAの広報を活用した啓発活動を行います。

- ・ポスターの配布
 

	春期・秋期	
春 期（農作業安全強調月間）	4月～6月	850枚
秋 期（農作業安全強調月間）	9月～10月	850枚
（配布先） 本部会員、地区推進本部、市町村、普及センター、JA等		
- ・安全啓発ちらしの配布（推進本部作成印刷物） 50,000枚  
（配布先） 農業者、本部会員、地区推進本部、市町村、普及センター、JA等
- ・ラジオスポット放送の実施
 

NHKラジオ第一放送		
春 期（農作業安全強調月間）	5月～6月	
秋 期（農作業安全強調月間）	9月～10月	

(2) 農作業事故報告書の作成と配布

北海道「農作業事故報告取扱要領」に基づき事故調査を実施します。また、事故調査報告書を作成して関係先に配布するとともに、安全運動推進資料として活用します。

(3) 関係機関団体との連携

農作業の事故防止や安全対策、公道での交通安全、踏切事故対策等について、広く農業者等に啓発して浸透を図るため、JA、北海道警察本部、JR北海道等と連携を図ります。

(4) 各種安全資材、研修会等の資料提供

ポスター、ステッカー等の各種安全資材ならびに安全研修会、講習会等で使用する資料を関係先に提供します。

### 3 農作業安全対策諸会議の開催

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| (1) 役員会                | 5月開催        |
| (2) 定期総会               | 5月開催        |
| (3) 実行委員会              | 2回【書面議決を含む】 |
| (4) MMH運動推進小委員会        | 2回          |
| (5) 地区推進本部など地区企画会議への対応 | 必要に応じて対応    |
| (6) その他諸会議への参加         | 必要に応じて参加    |

### 4 農作業安全「MMH運動」の推進

MMH運動は、平成18年に開始してから14年が経過しましたが、令和2年度は、公道・私道・畑・敷地内での農業機械による死亡事故が多発し、死亡事故のほぼ8割を占めました。

また、道路運送車両法の保安基準が緩和され、一定の条件を満たした直装タイプの作業機を装着するトラクタは平成31年4月から、けん引タイプの作業機をけん引するトラクタは令和2年1月から公道走行ができることになったことに伴い、一般車両との追突事故や接触事故の増加が懸念されます。

さらに、農林水産省では、農作業死亡事故の7割を占める農作業機に重点を置き、安全フレームの装備やシートベルト着用の徹底を呼び掛けて、農業機械の死亡者数を17年と比べて半減させる目標を設定しました。

このような状況を踏まえ、令和3年度は、従来から実施している「MMH運動」を継続的に展開することとし、農機メーカー・ディーラーとの連携を図りながら、①交通ルール、運転マナーや規制緩和条件等の遵守、②低速車マークや反射テープ等の取り付け、③労災保険、傷害共済・自動車共済等任意保険加入の啓発を推進します。

## 5 農作業機を装着・けん引したトラクタの公道走行に関する周知について

直装タイプの作業機を装着又はけん引タイプの作業機をけん引したトラクタは、道路運送車両法の保安基準が緩和されたことに伴い、一定の条件を満たした場合に公道走行することができるようになりました。

公道走行に当たっては、運転免許は当然ながら、灯火器類、車両幅、安定性、最高速度や制限標識の表示などの確認が必要なため、関係機関団体と連携し、さまざまな機会を通じて公道走行に必要な対応についての周知を図ります。

## 6 農作業事故ゼロ運動推進研修会の開催（令和4年2月予定）

農作業安全に対する意識を高め、地域における事故防止運動を推進するため北海道と共催するとともに、農林水産省の「春の農作業安全確認運動推進会議」と連携して研修会を開催します。

## 7 各種研修会、講習会等の開催推奨と支援

地区推進本部、市町村、JA及び団体等が主催する研修会、講習会の開催を積極的に推奨するとともに、講師の派遣及び企画運営の助言等の支援を行います。

## 8 農作業安全対策「トラクタ追突事故対策に関する農耕トラクタの回転灯装着」の対応

農業者は、回転灯の装着が乗用型農耕トラクタの交通事故の最も効果的な防衛手段として認識しています。

当本部では、これまで、農研機構内に設置されている「農業機械技術クラスターの安全性向上委員会」に、農耕トラクタの回転灯装着の実現に向けた検討を依頼してきました。

このような中、農研機構は、農耕トラクタの回転灯装着に関する現場の考え方について、農業食料工学会誌に「トラクタ追突事故対策に関する北海道内の農業者の意識調査」をテーマとした論文で問題提起を行います。

このため、当本部としては、今後も引き続き農研機構に「トラクタ追突事故対策に関する農耕トラクタの回転灯装着」の実現に向けた検討を要請します。

## 9 農研機構（農業機械研究部門）との連携協力体制

農業は、原則として労働安全衛生法令が適用されない（農業法人や被雇用者がいる経営は適用されます）ため、家族経営の農家の労働安全は自己責任になっており、事故が発生しても報告する義務や安全を確保する義務がありません。

このため、農作業事故については、事故情報が十分に把握されずに原因が解明されないままとなり、事故後の効果的な対策が取れなくなってしまう。

このような状況の中、農研機構（農業機械研究部門）では、農作業事故の因果関係や発生原因を究明するとともに、事故後の改善策を検討して対策を講じるため、平成23年度から、事故に実際に遭われた方々に面談して事故の発生状況を現地で調査しています。

当本部は、調査の実施に当たり、農作業の事故防止を積極的に推進するため、農研機構と啓発・普及活動や、調査・研究等について一体的に連携し、農研機構の要請（北海道内における各種農業機械を中心とした農作業事故に関する詳細調査）に基づいて現地の聞き取り調査に協力します。

農研機構と連携し、農作業事故調査に基づいて収集した調査データは、農作業安全情報センターのホームページで運用されている「農作業事故事例検索システム」に事故事例として情報登録し、ウェブ上で公開します。

また、農作業事故詳細調査で分析した事故の因果関係、発生原因の考察やこれらの具体的な対策は、地域への還元を図るため、農作業安全研修会などの啓発活動を通じて関係先に情報提供します。